

11月 November

1 木	芸術祭：菊花展（～11日 市役所）	ビン・ペット収集日
2 金		
3 土	※文化の日 リサイクルブックフェア：有料（10:00～16:00 中央図書館）	
4 日	市民バレーボール大会（9:30～ 常総運動公園） 芸術祭：美術展Ⅰ（～11日 中央公民館） ふるさ都市もりや朝市（10:00～15:00 守谷駅西口駅前広場） リサイクルブックフェア：無料（10:00～16:00 中央図書館） 小枝のリースをつくろう！（13:00～14:00 中央図書館）	
5 月	粗大ごみ戸別収集申込期間（～9日）	
6 火	おはなし会（・9・10・21日 11:00～、18日 14:00～ 中央図書館）	
7 水		粗大・プラ容器収集日
8 木		紙・布類収集日
9 金	こころのリハビリ（・16日 9:30～11:30 保健センター） 家庭児童相談室出張相談（・22日 10:00～12:00 ミ・ナーデ）	
10 土	もりやをきれいにしよう会（9:00 常総運動公園駐車場集合）	
11 日	守谷市長選挙・守谷市議会議員補欠選挙 芸術祭：若い芽のコンサート（14:00～ 中央公民館）	
12 月	芸術祭：美術展Ⅱ（・13・15～18日 中央公民館）	
13 火	芸術祭：生花展（～18日 中央公民館）	
14 水	認知症の方の家族の集い（13:30～ 市役所）	公民館休館日 缶・プラ容器収集日
15 木		ビン・ペット収集日
16 金	献血（9:30～16:00 市役所）	
17 土	芸術祭：いけばな体験教室（中央公民館） オープンスタジオ（・18日 13:00～19:00 もりや学びの里）	
18 日		
19 月	芸術祭：美術展Ⅲ（～25日 中央公民館） 粗大ごみ戸別収集申込期間（～22日）	
20 火		粗大・プラ容器収集日
21 水		紙・布類収集日
22 木	献血（10:00～・13:30～ イオンタウン守谷）	
23 金	※勤労感謝の日 芸術祭：芸能祭（中央公民館）	
24 土		
25 日		
26 月		
27 火	おひぎでだっこおはなし会（11:00～ 中央図書館）	
28 水		缶・プラ容器収集日
29 木		
30 金	納期限：国民健康保険税（5期）、後期高齢者医療保険料（5期）、 上下水道使用料（9・10月分）	

※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁（8:30～12:00・13:00～17:15）しています

11月の各種相談	法律相談	20日 9:00～12:00	市役所	13日 9:00 から要予約 ☎ 45-1249
	行政相談	12日 13:00～16:00		—
	教育相談 （ラポールルーム）	日～金曜日 9:00～16:30		☎ 0120-783018
	若者就労支援相談	24日（第4土曜日） 13:00～17:00	中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 （はばたき）	火～金曜日 8:30～17:15	もりや学びの里内	☎ 45-2655
	こころの健康相談	15日 13:30～15:30	保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月～金曜日 8:30～17:00	家庭児童相談室 （市民交流プラザ内）	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00～16:00 ・ふくし 5日 ・年金・労務 12日	いきいきプラザ・ げんき館 （社会福祉協議会）	☎ 45-0088
	電話相談	金曜日 10:00～15:00		☎ 48-5555
	生活機能相談	金曜日 10:00～17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 172～176

※法律相談は、同一事案の相談は受け付けていません

暮らしのコーナー

あなたにも届くかもしれない… 利用した覚えのない請求！

事例 「以前契約した訪問販売および寝具販売業者に対して未納や契約不履行があり、当該会社が裁判所に訴訟を起こした」「このまま連絡せずに放置すると裁判所に出廷することになり、給料や財産が差し押さえられることもある」という内容のはがきが届いた。さらに、覚えがない場合は、早急に連絡するよう赤字で書かれている。全く身に覚えがないが、連絡するべきだろうか。

アドバイス はがきや封書、電子メールなどで、身に覚えがない請求を受けたという、いわゆる「架空請求」に関する相談が、いまだに寄せられています。「訴訟を起こした」「給料や財産を差し押さえる」など、過去に利用した業者に未払いがあったのかと勘違いさせる言葉を並べ、不安にさせる手口です。

- ・利用していなければ払わない お金は払わないで放置し、脅し文句にひるまないようにしましょう。
- ・これ以上の個人的な情報は知らせない 絶対に自分から連絡しない、電子メールを返信しない（開封通知も送らない）ようにしましょう。
- ・証拠は保管 督促メールやはがきなどの証拠は保管しましょう。また、家族が代わりに払うことのないように、自分には覚えがないことを伝えておきましょう。
- ・警察へ届出を 根拠のない悪質な取り立てを受けたときや、支払ってしまったときは警察へ届けましょう。

トラブルにあったら…

- ・市消費生活センター ☎45-2327（市役所2階経済課内）月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・消費者ホットライン ☎0570-064-370（全国共通）
※土・日曜日、祝日の10:00～16:00は国民生活センターを案内します